

郡山市経営継承・発展支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化と減少が急速に進行する中、農業の持続的な発展及び農業DXの推進を図るため、中心経営体等から経営を承継し、発展させる事業（以下「事業」という。）を行う個人事業主又は法人の農業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）、「経営継承・発展等支援事業」実施に関する交付規則（令和3年4月12日一般社団法人全国農業会議所制定。以下「交付規則」という。）及び郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、実施要綱で定める用語の例による。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、実施要綱に定める事業実施主体により採択されたものとする。

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は交付規則別記1の第4の2の（1）から（13）までに定める経費とし、補助金の額は当該経費の額の2分の1以内で補助対象者1人当たり100万円を限度とする。

(補助金の交付の申請等)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は経営発展計画（第1号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 経営継承・発展支援事業の取組承認申請書（第2号様式）
- (2) 実施要綱に定める事業実施主体から採択されたことが確認できる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する書類

2 補助対象者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金の申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない補助対象者に係る部分については、この限りでない。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の3に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更
(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) 補助対象者は、原則として、事業実施年度の2月末日までに当該事業を完了すること。
- (4) 補助対象者は、事業実施年度から経営発展計画に定めた目標年度までの間、毎年度末に経営継承・発展支援事業の取組の実施状況に関する報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出すること。
 - ア 成果目標に係る進捗状況が確認できる書類
 - イ その他経営発展計画の進捗状況の確認のため市長が指示する書類(事業の事前着手の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者が、補助金の交付の決定前に事業に着手しようとするときは、補助金等交付決定前着手承認申請書（第4号様式）を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、事業の目的及び内容が適正であるか、又は当該申請の理由がやむを得ないものと認められるかどうかを確認し、当該申請を承認すべきものと認めたときは、速やかに承認を行うものとする。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、補助金等交付決定前着手承認通知書（第5号様式）により、速やかに第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の承認をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 事業着手後であっても、補助金の不交付の決定又は申請額を下回る額での交付の決定をする場合があること。
 - (2) 事業着手から補助金の交付決定があるまでの期間は、事業計画の変更は認められないこと。
 - (3) 事業着手後に天災、地変等により生じた損失は、全て自己の負担とすること。(内容の変更等の手続)

第9条 規則第9条第1項後段に規定する市長が必要と認めて指示する書類は、第5条に規定する経営発展計画とする。

(実績報告等)

第10条 補助対象者は、事業が完了したときは、当該完了の日から10日以内に、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 経営継承・発展支援事業の取組完了報告書（第6号様式）

- (2) 経営発展計画に事業の取組の実績を記載したもの
 - (3) 写真、研修資料、成果物等の事業の内容が確認できるもの
 - (4) 納品書、請求書、領収書等の事業に係る契約、経費等の内容が確認できるもの（見積り合せを行った場合は、その写し。）
 - (5) 作業日報及び労働契約書の写し（事業のため臨時の雇用を行った場合を含む。）
 - (6) 財産管理台帳（第7号様式）（取得に要した経費が50万円（税込）以上の財産に限る。）
- 2 補助対象者は、事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により速やかに市長に報告するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による報告があった場合は、消費税及び地方消費税の仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。
- （補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額決定通知書により補助対象者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（財産処分の制限）

第12条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却期間の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。

- 2 規則第20条第3号に規定する別に指定するものは、その取得価格が50万円以上のものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

経営発展計画

整理番号	
都道府県名	
市町村名	

1 申請者

ふりがな 氏名(代表者名)		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	ふりがな 住所	
ふりがな 法人名	法人番号 (13桁)		年齢	年 月 日 生まれ 継承時点: 歳
連絡先	電話番号:	メールアドレス:		

2 経営概要

農地中間管理機構から貸借権等の設定を受けている

営農類型	<input type="checkbox"/> 水田作 <input type="checkbox"/> 畑作 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 露地花き <input type="checkbox"/> 施設花き <input type="checkbox"/> 酪農 <input type="checkbox"/> 繁殖牛 <input type="checkbox"/> 肥育牛 <input type="checkbox"/> 養豚 <input type="checkbox"/> 採卵養鶏 <input type="checkbox"/> 食肉鶏 <input type="checkbox"/> その他 ()			
経営面積 飼養頭羽数	【作目】 _____, _____ a (品種名: _____), _____, _____ a (品種名: _____) _____, _____ a (品種名: _____), _____, _____ a (品種名: _____) _____, _____ a (品種名: _____), _____, _____ a (品種名: _____) 【飼養頭羽数】 _____ 頭・羽 (品種名: _____), _____ 頭・羽 (品種名: _____)			
従業員数等	役員数	人 (うち女性 人)	常時雇用者数	人 (うち女性 人)
	臨時雇用者数	人	女性が部門責任者である <input type="checkbox"/>	環境配慮 <input type="checkbox"/>
農業所得	円	<input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税・簡易課税事業者等		
経営方針				

3 経営継承の概要

(1) 先代事業者・先代経営者

ふりがな 氏名(代表者名)		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	ふりがな 住所	
ふりがな 法人名	法人番号 (13桁)		年齢	年 月 日 生まれ 継承時点: 歳

(2) 継承した資産等の概要

経営継承年月日 年 月 日

資産区分	継承方法	備考
農地等		
機械		
施設		

4 経営発展の取組

取組区分	①法人化 ②新たな品種・部門等の導入 ③認証取得 ④データ活用経営 ⑤就業規則の策定 ⑥経営管理の高度化 ⑦就業環境の改善 ⑧外部研修の受講 ⑨販路開拓 ⑩新商品開発 ⑪省力化・業務の効率化、品質の向上 ⑫規格等の改善 ⑬防災・減災の導入			
取組内容	区分番号	具体的な取組内容	経費(円)	経費内訳
経費(事業費)合計			円	補助対象経費合計
				円

5 成果目標の設定

(1)付加価値額の向上

項目	経営継承時	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	経営継承時から 目標年度までの 増減率(%)
ア 1経営体当たりの付加価値額	(万円)				
イ 就業者1人当たりの付加価値額	(万円)				

(2)地域貢献

項目	現状	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	現状から 目標年度までの 増減率(%) / 数(人)
ア 経営面積、飼養頭羽数の拡大	(a、頭、羽)				
イ 常時雇用者数の増加	(人)				

6 地域貢献に関する特徴的な取組

令和 年度経営継承・発展支援事業の申請に係る宣誓事項

令和 年度経営継承・発展支援事業の申請に当たって以下の事項について宣誓します。

補助対象者の要件を満たしています。	<input type="checkbox"/>
本計画及び添付書類の記載事項について事実と相違がありません。	<input type="checkbox"/>
以下の①から④までのいずれにも該当しません。 ① 法人等(個人又は法人をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である、又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。 ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している。	<input type="checkbox"/>
既に本事業の採択・交付決定を受けていません。	<input type="checkbox"/>
国、事業実施主体、市町村が求める本事業に係る調査等に協力します。	<input type="checkbox"/>
本誓約に反したことにより、事業の不採択、採択の取消及び補助金の返還等を受けることとなっても、一切異議申し立てはいたしません。また、補助金の返還が生じた際には、指定期日までに返還いたします。	<input type="checkbox"/>

(注)1 内容を確認の上、上記右欄のボックス全てにチェックを入れてください。

2 本誓約に反していることが判明した場合は、事業不採択、交付決定の取消し又は補助金返還の対象となります。

個人情報取扱い

本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報(氏名等)について、国、都道府県、市町村、事業実施主体、農業経営法人化支援総合事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の第2の3の経営サポート活動等を行う拠点に提供することに同意します。(ご同意いただけない場合は、取組内容等が確認できないため、本事業の実施ができない場合があります。)	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

郡山市長

住 所
氏 名

令和 年度経営継承・発展支援事業の取組承認申請書

郡山市経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、事業の取組承認を申請します。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

郡山市長

住 所
氏 名

令和 年度経営継承・発展支援事業の取組の実施状況に関する報告書

郡山市経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第7条第4号の規定により、令和年度において実施した経営継承・発展支援事業の取組について、下記のとおり実施状況を報告します。

記

成果目標	実施状況	目標未達成となった主な理由等	目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等
付加価値額の向上			
経営面積、飼養頭羽数の拡大			
従業員数の増加			

- (注) 1 実施事業の欄については、経営発展計画の進捗状況を具体的に記載してください。
- 2 目標未達成となった主な理由等の欄については、天候、市況、顧客ニーズの変動などの外部要因及び自己の責による内部要因を具体的に記載してください。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

郡山市長

住 所

申請者 団体名

氏 名

補助金等交付決定前着手承認申請書

次の事業について、交付決定前に着手したいので、郡山市経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

補助事業等の名称	
総事業費	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
交付決定前着手の理由	

第5号様式（第8条関係）

（文書の記号）第 号

住 所

申請者 団体名

氏 名

様

補助金等交付決定前着手承認通知書

年 月 日付けで提出された補助金等交付決定前着手承認申請に対し、次のとおり補助金等交付決定前着手について承認したので、郡山市経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

年 月 日

郡山市長



補助事業等の名称	
総事業費	
着手予定年月日	
完了予定年月日	

（事業着手の条件）

- 1 諸般の事情から補助金が交付されない場合又は補助金交付申請（予定）額に達しない場合があることを了承すること。
- 2 当該事業については着手から補助金交付決定通知を受取る期間内においては計画変更を行わないこと。
- 3 補助金交付の決定前に天災、地変等の事由により、実施した事業に損失が生じた場合は全額自己負担で復旧すること。

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

郡山市長

住 所
氏 名

令和 年度経営継承・発展支援事業の取組完了報告書

郡山市経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、事業の取組が完了したので別添のとおり報告します。

添付資料：事業の完了を確認できる書類(納品書等の写し)

経営発展計画(第1号様式)に事業の取組の実績を記載したもの

事業の取組に要した経費が確認できる領収書、振込伝票等の写し

振込先

振込先金融機関名			
支店名			
金融機関コード (4桁)		支店番号 (3桁)	
貯金の種類別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	口座番号	
口座名義) (カタカナ)			

(注) 通帳、キャッシュカード等の振込先が確認できるものの写しを添付してください。

財 産 管 理 台 帳

補助対象者名 _____

地区名 地区		事業実施年度			年度		農林水産省所管 経営継承・発展支援事業					処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業 区分	事業の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					耐用 年数	処分制 限 年月日	承認 年月 日		処 分 の 内 容
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月 日	竣工 年月 日	総事業 費	負 担 区 分								
									国庫補 助金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	そ の 他					
							円	円	円	円	円						
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

郡山市長

住所
補助事業者等
氏名

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった郡山市経営継承・発展支援事業補助金について、郡山市経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 郡山市補助金等の交付に関する規則第15条に基づく確定額
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）

金 円
- 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額

金 円
- 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額

金 円

（注）別添参考となる書類も併せて提出すること。（3の金額の積算の内訳等）
- 4 補助金返還額（3－2）

金 円
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料